

## 建築物に関する中間検査の適用除外について

### 住宅瑕疵担保履行法の規定による保険契約に係る

現場検査を受ける建築物は、中間検査が省略されます。

- 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(住宅瑕疵担保履行法)の規定による保険契約に係る現場検査を受ける建築物については、建築基準法第7条の3第1項第二号に基づく中間検査を受けたものと同等と取り扱い、中間検査の対象建築物の適用除外とします。
- 住宅瑕疵担保履行法の規定による保険契約を行わず、供託をする場合には建築基準法の中間検査が必要となります。
- 適用除外を受ける建築物については、完了検査時に保険法人による現場検査に合格したことがわかる書面を添付してください。